

五 艦・船・艇

一 国内法

(1) 「艦」の用語について

自衛隊法第一〇二条においては、「自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶」とあり、「艦」の用語を用いている（他に第四条等において例あり）。なお、自衛艦とその他の船舶（内部的には支援船と総称。）とを区分する基準は定められておらず、おおよそ作戦に直接参加する船舶を自衛艦とし、それ以外を支援船としているとのこと（防衛庁長官官房法規課）。

(2) 「船」及び「艇」の用語について

船舶安全法の体系では、省令で「原子力船」、「エアクション艇」等「船」及び「艇」の両方の語の使用例があるが、明確な区分基準はなく、「艇」の語は、比較的小型の船舶に用いている。

また、海上保安庁法においては、「海上保安庁の船舶」（第四条、第三二条）とあるのみであるが、告示において、海上保安庁の船舶を「巡視船」、「巡視艇」等に分類している。この告示においては、主として基地周辺海域等で任務に従事する船舶に「艇」の語を用い、それ以外のものに「船」の語を用いている。

ちなみに、自衛隊においても、内部的に、自衛艦のうちおおむね排水量五〇〇トン以下の小型のものについては「掃海艇」等「艇」の語を用いているとのこと（防衛庁海上幕僚監部）。

（参考）一般の字義（広辞苑）

船　　ふね。

艦　　いくさぶね。

艇　こぶね。はしけ。

二 国際法

海洋法に関する国際連合条約等において、「軍艦」及び「非商業的的目的のために運航するその他の政府船舶」等の用語が用いられており、自衛艦については前者に、海上保安庁の船舶については後者に該当するものと考えられる。

(参照条文)

○自衛隊法(昭二九・六・九 法一六五)

(自衛隊の旗)

第四条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、自衛隊旗又は自衛艦旗を自衛隊の部隊又は自衛艦に交付する。

2 前項の自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、政令で定める。

(自衛艦旗等)

第一百二条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、長官の定めるところにより、国旗及び第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗その他の旗を掲げなければならない。

2 自衛隊の使用する航空機は、自衛隊の航空機であることを明らかに識別することができるような標識を付さなければならない。

3 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機は、第一項に

規定する旗若しくは前項に規定する標識又はこれらにまぎらわしい旗若しくは標識を掲げ、又は付してはならない。

4 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶の掲げる第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗以外の旗及び自衛隊の使用する航空機の付する標識の制式は、長官が定め、官報で告示する。

○海上保安庁法（昭二三・四・二七 法二八）

第四条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。

② 海上保安庁の船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、国旗及び海上保安庁の旗を掲げなければならない。

③ 海上保安庁の航空機は、番号及び他の航空機と明らかに識別し得るような標識を附さなければならない。
第三十二条 海上保安庁の船舶以外の船舶は、第四条第二項に規定する標識若しくは海上保安庁の旗又はこれらに紛らわしい標識若しくは旗を附し、又は掲げてはならない。

② 海上保安庁の航空機以外の航空機は、第四条第三項に規定する標識又はこれらに紛らわしい標識を附してはならない。

○昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号（海上保安庁の船舶の番号及び標識）

（昭二四・一〇・一八 告示三六）

第二条 海上保安庁の船舶の種別は、次の通りとする。

- 一 巡 視 船 主として法令の海上における勵行、海難救助、海洋の汚染及び海上災害の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕その他海上の安全の確保に関する事務に従事するもの
- 二 巡 視 艇 主として基地周辺海域における前号の事務に従事するもの
- 三 特殊警備救難艇 主として港内及びその周辺海域における放射能調査作業、基地周辺の特殊海域における公安事案に係る警備、基地周辺の特殊海域における公害の監視及び取締り若しくはプレジャーボートの指導及び取締り若しくは特殊な基地の周辺海域における外国漁船の監視及び取締り又は基地周辺海域における流出油の防除に従事するもの
- 四 測 量 船 主として水路測量観測作業に従事するもの
- 五 航路標識測定船 主として航路標識の性能の測定作業に従事するもの
- 六 設 標 船 主として浮標の設置及び整備の作業に従事するもの
- 七 灯台見回り船 主として航路標識の見回りに従事するもの
- 八 雑 船 主として港内の雑務に従事するもの

○海洋法に関する国際連合条約（平八・七・一二 条六）

第二十九条 軍艦の定義

この条約の適用上、「軍艦」とは、一の国の軍隊に属する船舶であつて、当該国の国籍を有するそのような船舶であることを示す外部標識を掲げ、当該国の政府によって正式に任命されてその氏名が軍務に従事する者の適当な名簿又はこれに相当する者に記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものをいう。

第三十二条 軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除

この節のA及び前二条の規定による例外を除くほか、この条約のいかなる規定も、軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除に影響を及ぼすものではない。